

「相模原市道路情報管理システム」

SRIMS

(*Sagamihara Road Information Management System*)

調書データ作成仕様書

令和4年度版

目次

1	はじめに	1
1.1	調書平面図データ構成	1
1.2	提供データ	1
2	エリア（区間）設定	2
2.1	エリア（区間）設定基準	2
2.1.1	作成基準	2
2.1.2	分割箇所	2
2.2	交差部エリア設定方法	2
2.2.1	交差、接合における路線の上位・下位	3
2.3	未供用、台帳未整備	4
2.3.1	未供用区間	4
2.3.2	台帳未整備区間	4
2.4	車道部幅員 0.5m以上変化箇所	4
3	車道部	4
3.1	車道部エリア	4
3.1.1	車道部エリア図形作成方法	4
3.1.2	車道部エリア属性設定方法	5
3.1.3	分離帯エリア図形作成方法	5
3.1.4	分離帯エリア属性設定方法	6
3.2	車道部ライン	6
3.2.1	車道部ライン図形作成方法	6
3.2.2	車道部ライン属性設定方法	6
3.2.3	分離帯ライン図形作成方法	7
3.2.4	分離帯ライン属性設定方法	7
4	橋梁、トンネル	7
4.1	橋梁ライン	7
4.1.1	橋梁ライン図形作成方法	7
4.1.2	橋梁ライン属性設定方法	7
4.2	トンネルライン	7
4.2.1	トンネルライン図形作成方法	7
4.2.2	トンネルライン属性設定方法	8
5	鉄道交差部	8
5.1	踏切りライン	8
5.1.1	踏切りライン図形作成方法	8
5.1.2	踏切りライン属性設定方法	8
6	法面・緑地等	8
6.1	法面・緑地等エリア	8
6.1.1	法面・緑地等エリア図形作成方法	8
6.1.2	法面・緑地等エリア属性設定方法	9
7	歩道部	9
7.1	歩道部エリア	9
7.1.1	歩道部エリア図形作成方法	9
7.1.2	歩道部エリア属性設定方法	10

7.2	歩道部ライン	10
7.2.1	歩道部ライン図形作成方法	10
7.2.2	歩道部ライン属性設定方法	10
7.3	植樹帯ライン	10
7.3.1	植樹帯ライン図形作成方法	10
7.3.2	植樹帯ライン属性設定方法	11
8	その他.....	11
8.1	調書データ対象外エリア	11
9	連結コード付与規則	11
10	成果品作成.....	12
10.1	データ点検・修正	12
10.2	データ変換.....	12
10.3	成果品作成.....	12

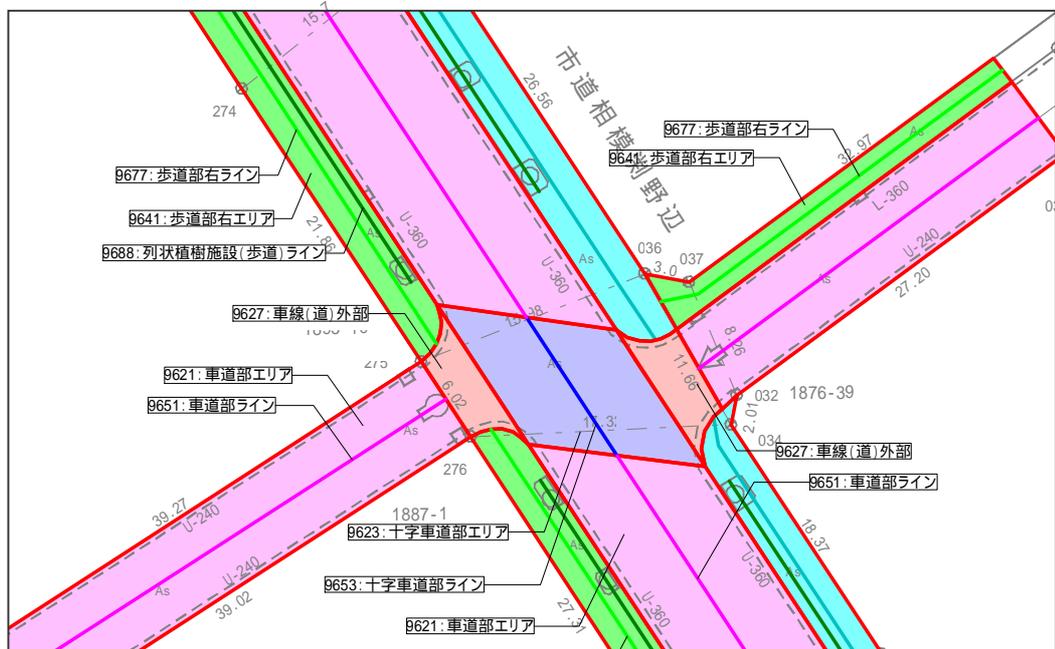
1 はじめに

本仕様書は、数値地形図化した道路台帳平面図データ(以下「道路台帳平面図 DM データ」という。)を基として、道路台帳調書の調製において基本データとなる調書平面図データの作成を目的としたものである。

1.1 調書平面図データ構成

調書平面図データは、市が管理する路線の道路敷地(道路区域)範囲を対象として、道路を以下の要素に区分して作成する。

- 車道部エリア：一般部、十字路部、T字路部、車線(道)外部
ライン：一般部、十字路部、T字路部、未供用、重用、台帳未整備
- 分離帯エリア：植樹施設有、植樹施設無
ライン：植樹施設有、植樹施設無
- 踏切りライン
- 橋梁ライン：一般橋梁、独立専用歩道、独立専用自歩道
- トンネルライン
- 法面・緑地帯等エリア
- 歩道部エリア：右側歩道、左側歩道、独立専用歩道、独立専用自歩道
ライン：右側歩道、左側歩道、独立専用歩道、独立専用自歩道
独立専用自歩道_重用
- 植樹帯ライン：列状、帯状
- 調書データ対象外エリア
- その他道路部エリア



調書平面図データ構成

1.2 提供データ

調書平面図データの作成作業における補助データとして、市より以下のデータを提供する。

- 既存道路台帳平面図及び調書平面図の DM データ
- 認定路線網図データ(路線コード、路線名称)
- 橋梁、トンネル、踏切り、独立専用自歩道等のデータ

2 エリア（区間）設定

調査平面図データで作成する各エリア（区間）は、道路台帳調査に必要となるデータ収集の最小単位であり、以下の基準により設定する。

2.1 エリア（区間）設定基準

2.1.1 作成基準

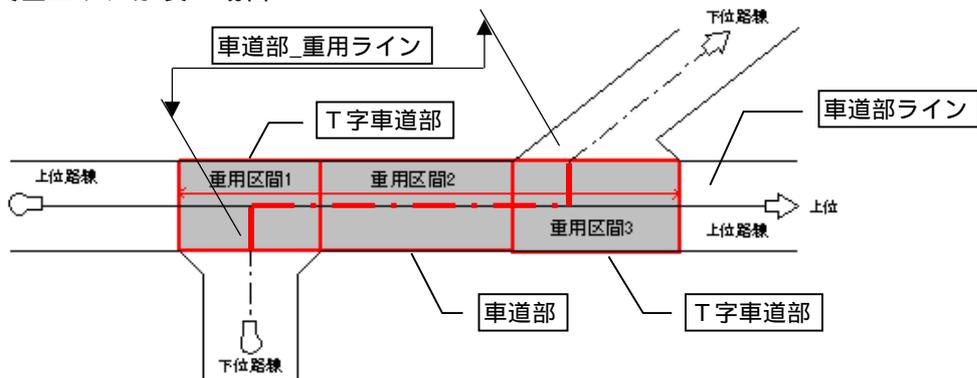
- ❑ 道路区域すべてに何らかのエリア（区間）を設定する。
- ❑ 各エリア（区間）の接続部は完全に一致させる。
- ❑ 車道部及び歩道部は、道路の横断方向に直線的に分割する。
- ❑ 中抜き図形となる場合は、複数のエリア（区間）に分割する。
- ❑ 各エリア（区間）の延長は 100m以内とする。

2.1.2 分割箇所

- ❑ 国県道又は市道に交差、接合する箇所
- ❑ 橋梁、鉄道、トンネル等との交差箇所
- ❑ 供用、未供用の界
- ❑ 道路台帳平面図の整備、未整備の界
- ❑ 改良、未改良（車道部幅員 4m）の界
車道部幅員とは、「車線（道）+ 路肩」をいう。
- ❑ 歩道部の有無、種別、幅員の変化箇所
- ❑ 分離帯の有無、分離帯幅員の変化箇所
- ❑ 車道部幅員が 0.5m以上変化する箇所

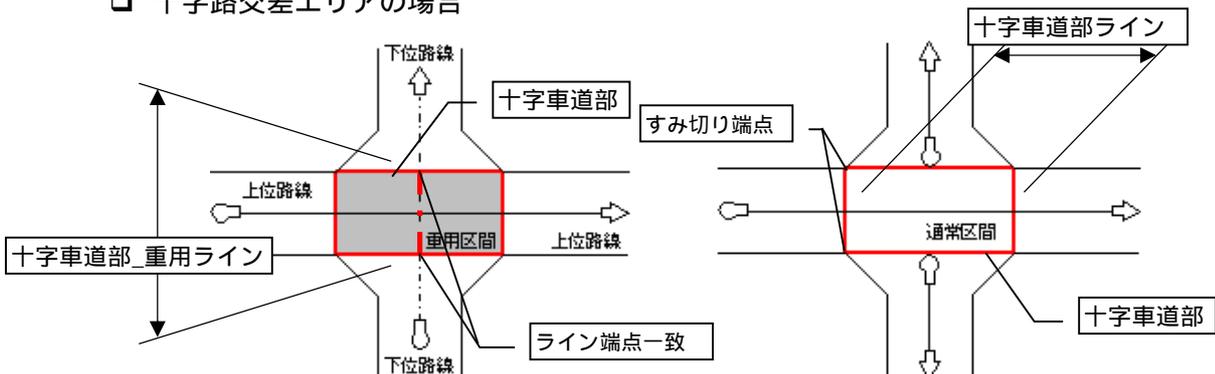
2.2 交差部エリア設定方法

- ❑ 交差エリアが長い場合



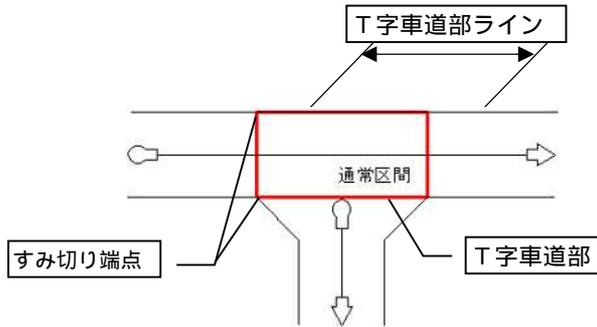
下位路線の重用エリア1～3には、「車道部_重用ライン」のみ設定し、車道部エリアは設定しない。
なお、重用ラインは、1～3区間を1本のラインに連結して設定する。

- ❑ 十字路交差エリアの場合



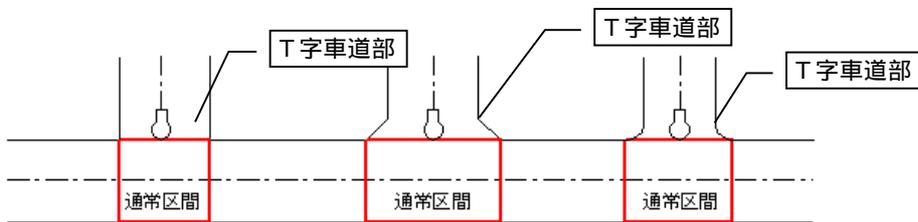
下位路線の重用エリアには、「車道部_重用ライン」のみ設定し車道部エリアは設定しない。
 重用ラインは、前後の車道部ラインと端点が一致するように設定する。
 すみ切りがある十字車道部エリアは、当該すみ切りの端点と一致するように設定する。

□ T字路交差エリアの場合

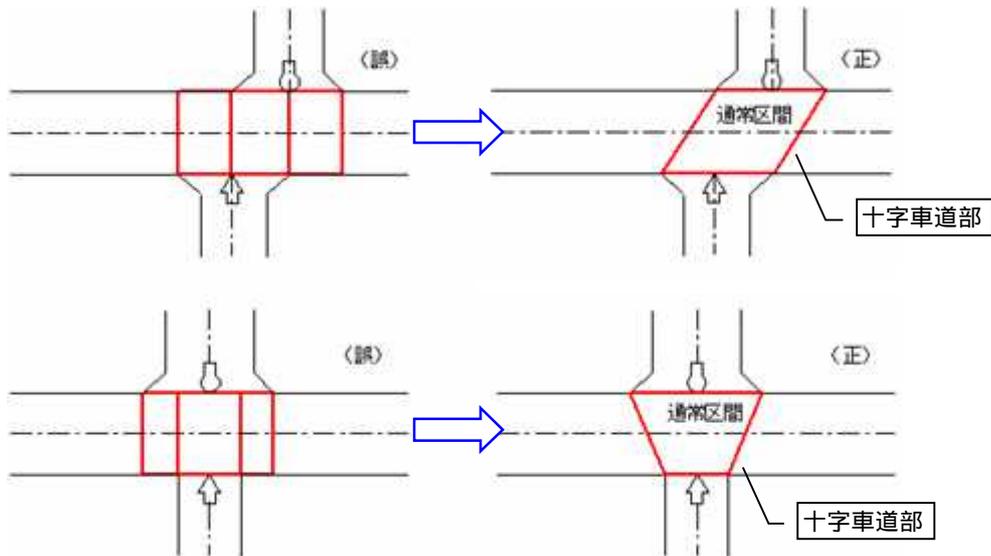


すみ切りがあるT字路車道部エリアは、当該すみ切りの端点と一致するように設定する。

□ 接合する箇所のエリア設定



起点、終点位置の道路区域線に重ねて設定する。



変則十字路の場合は、各々の路線について交差点を設定するのではなく、十字路が一箇所あるものとして取扱い、「十字車道部」を1つ設定する。

2.2.1 交差、接合における路線の上位・下位

路線の重用部における上位・下位は、以下の順序により設定するものとし、下位路線には車道部重用ラインのみ設定する。

- 第1位 国道
- 第2位 県道
- 第3位 幹線道路
- 第4位 その他の市道

同級路線の場合は、路線名(カナ)の50音順に上位路線として設定する。

2.3 未供用、台帳未整備

2.3.1 未供用区間

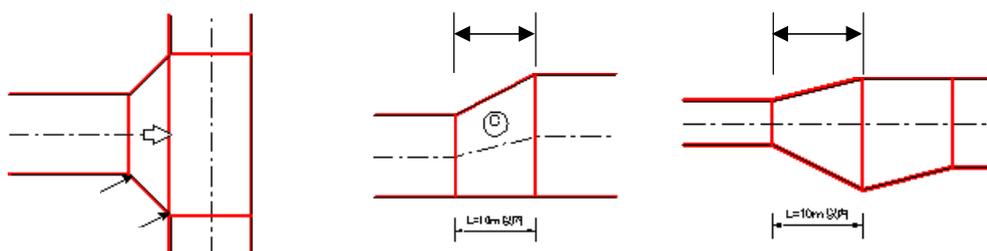
未供用区間には、エリアデータは設置せず、市の指示に従い「未供用ライン」のみを設定する。

2.3.2 台帳未整備区間

道路台帳平面図の未整備区間には、市の指示に従い「台帳未整備ライン」のみを設定する。なお、道路台帳平面図の未整備区間とは、道路の現況地形を示す真幅道路線もしくは砂利道線が設定されていない場合をいう。

2.4 車道部幅員 0.5m以上変化箇所

車道部幅員が 0.5m以上変化する箇所ではエリアを分割して設定するが、以下については、分割する必要はない。



交差点内のすみ切り・巻き込み部等の車線(道)外部は、幅員変化に含めない。車道部幅員がラッパ状に変化する場合において、その延長が 10m以内である場合は、中間でエリア分割する必要はない。

3 車道部

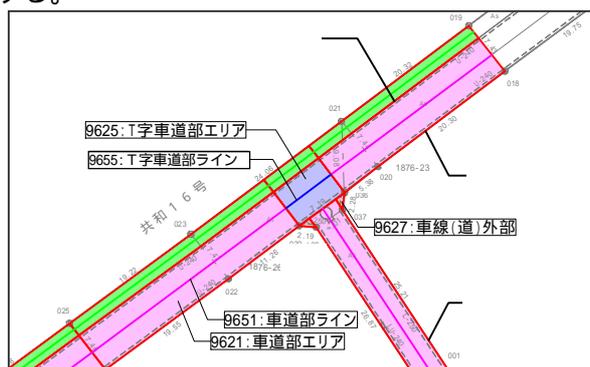
3.1 車道部エリア

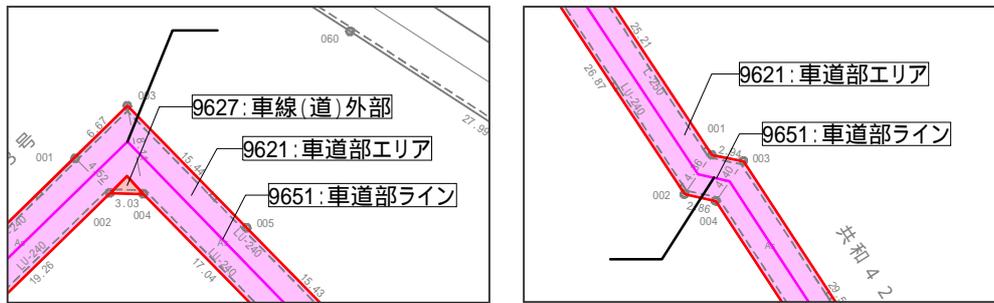
車道部エリアには、車線(道)路肩(側溝を含む)及び分離帯の範囲を対象とし、以下の地物コードに分類して設定する。

- 車道部エリア (9621)
- 十字車道部エリア (9623)
- T字車道部エリア (9625)
- 車線(道)外部エリア (9627)
- 分離帯(植樹施設有)エリア (9633)
- 分離帯(植樹施設無)エリア (9635)

3.1.1 車道部エリア図形作成方法

道路台帳平面図 DM データの道路区域線、真幅道路線、歩道線等を基に、以下の作成方法に従い作図する。





車道部界と道路敷地界（道路区域）が同一となる路線については、道路台帳平面図 DM データの道路区域線と車道部エリア界を一致させて作図する。
 歩道部がある場合は、歩道線を車道部エリアの境界線として作図する。
 車道部エリアには、すべての側溝を含める。
 すみ切りは、三角形で作図する。
 車道部折れ点でエリアを分割する必要はない。

3.1.2 車道部エリア属性設定方法

連結コード

委託発注年度（西暦 4 桁） 図郭番号（8 桁） 路線コード（5 桁） 枝線番号（2 桁） エリア番号（ゼロ埋め 3 桁） 及び予備番号（ゼロ埋め 2 桁）の合計 24 桁で構成する。

すみ切り等に設定する「車線（道）外部エリア」には、併設する車道部エリアと同一コードを付与する。

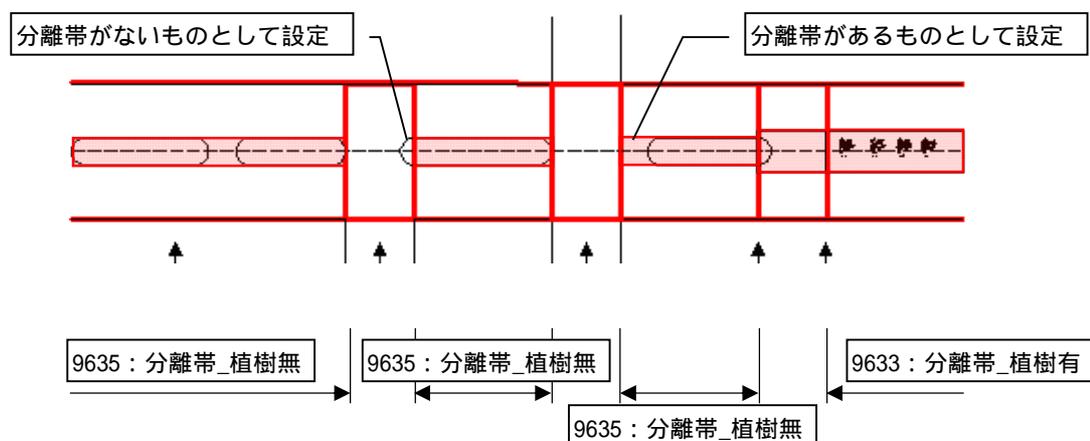
「9 連結コード付与規則」参照

車道部幅員

作図した車道部エリアの車道部幅員（車道部エリア面積 / 車道部ライン延長）が、道路台帳平面図 DM と大きく相違する等、車道部幅員を作図した図形により管理することが不適当と認められた場合に、道路台帳平面図を参照し車道部幅員を設定する。

車道部幅員の設定にあたっては、事前に市と協議するものとする。
 数値基準は、小数点以下 1 位止め（2 位切り捨て）とする。

3.1.3 分離帯エリア図形作成方法



Uターン、民地出入口等のため中断されている箇所は、中断部分も分離帯はあるものとして作図する。
 T字車道部エリアとして作図する。車道部にはみ出た部分は分離帯がないものとする。

十字車道部エリアとして作図する。
 分離帯幅が変化箇所する箇所でエリアを分割して作図する。
 植樹施設の有無界によりエリアを分割して作図する。

3.1.4 分離帯エリア属性設定方法

連結コード

「3.1.2 車道部エリア属性設定方法」参照

車道部エリアと同一コードを付与する。

分離帯幅員

図形により分離帯幅員を管理することが不相当と認められた場合に、分離帯幅員を設定する。

3.2 車道部ライン

作図した車道部エリアに、以下の作成方法に従い作図する。

3.2.1 車道部ライン図形作成方法

車道部エリアごとに分割して作図する。(すみ切り・巻き込み部等の車線(道)外部エリアには作図不要)

ライン端は、車道部エリア端部と一致させる。

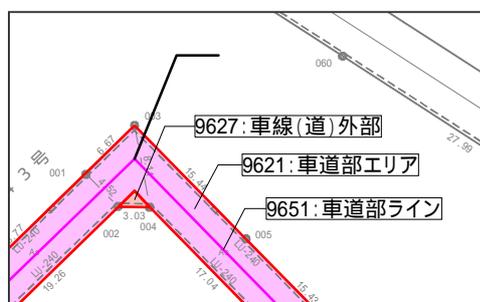
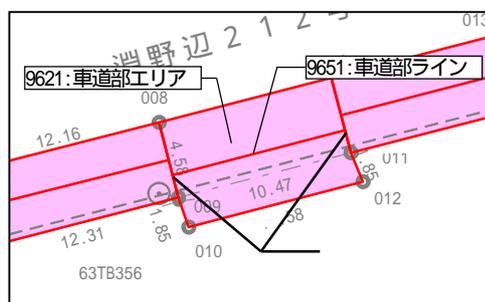
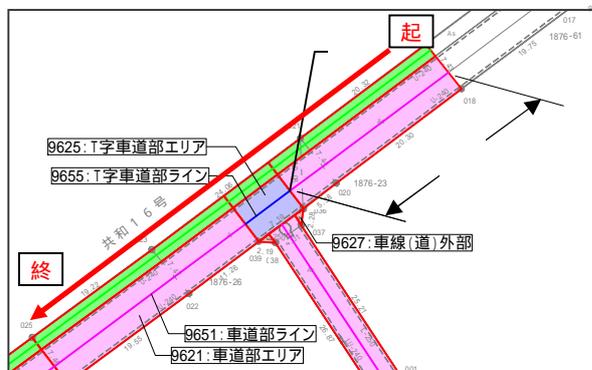
未供用路線、道路台帳平面図未整備路線等で、道路台帳平面図 DM データではラインの作図位置が不明瞭な路線については、市の指示に従い作図する。

すみ切りの端部は、車道部の折れ点とししない。(車道部中心に折れ点 1 点設定)

ラインは、認定路線の起点から終点に向かって作図する。

ラインは、車道部エリアの横断方向に対し中心に作図する。

ライン端同士は、必ずしも一致しない。



3.2.2 車道部ライン属性設定方法

連結コード

「3.1.2 車道部エリア属性設定方法」参照

「エリア」を「ライン」に読み替えるものとする。

車道部エリアと同一コードを付与する。

3.2.3 分離帯ライン図形作成方法

作図した分離帯エリアに、以下の作成方法に従い作図する。
分離帯エリアごとに分割して作図する。
ライン端は、分離帯エリア端部と一致させる。

3.2.4 分離帯ライン属性設定方法

連結コード

「3.2.1 車道部ライン図形作成方法」参照

分離帯エリアと同一コードを付与する。

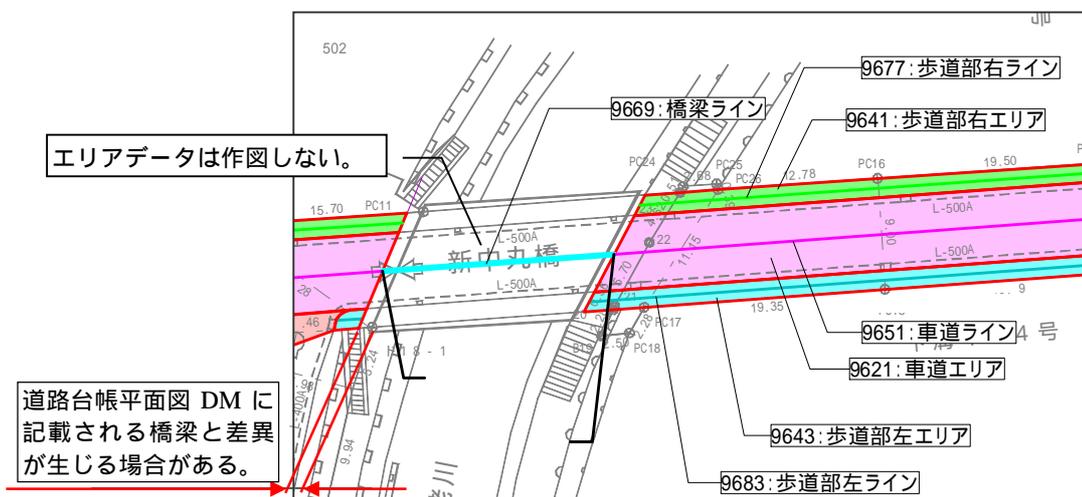
4 橋梁、トンネル

橋梁、トンネルには、エリアデータは設置せず、市から提供する「トンネル、橋梁データ」を基にラインデータのみを設置する。

- 橋梁ライン (9669)
- トンネルライン (9671)

4.1 橋梁ライン

4.1.1 橋梁ライン図形作成方法



ライン長は、「橋梁データ」に記載される橋梁延長と一致させる。

道路台帳平面図 DM に記載される橋梁とは一致しない。差異は、橋梁の起終点で按分して作図する。

ラインは複数に分割せず 1 本で作図する。

ライン端部は、連結する車道部ライン等と一致させる。

独立専用歩道及び独立専用自歩道についても同様に扱う。

4.1.2 橋梁ライン属性設定方法

連結コード

「9 連結コード付与規則」参照

4.2 トンネルライン

4.2.1 トンネルライン図形作成方法

ライン長は、「トンネルデータ」に記載されるトンネル延長と一致させる。

道路台帳平面図 DM に記載されるトンネルとは一致しない。差異は、

トンネルの起終点で按分して作図する。
ラインは複数に分割せず1本で作図する。
ライン端部は、連結する車道部ライン等と一致させる。

4.2.2 トンネルライン属性設定方法

連結コード

「9 連結コード付与規則」参照

5 鉄道交差部

鉄道交差部は、交差の方式により以下のとおり区分してデータを設置する。

- 平面交差の場合 踏切りライン (9667)
- 立体交差(上越し)の場合 橋梁ライン (9669)
- 立体交差(下越し)の場合 一般道路部(車道部、歩道部等)

5.1 踏切りライン

5.1.1 踏切りライン図形作成方法

ライン長は、「踏切りデータ」に記載される踏切り延長と一致させる。

道路台帳平面図 DM に記載される踏切りとは一致しない。差異は、踏切りの起終点で按分して作図する。

ラインは複数に分割せず1本で作図する。

ライン端部は、連結する車道部ライン等と一致させる。

5.1.2 踏切りライン属性設定方法

連結コード

「9 連結コード付与規則」参照

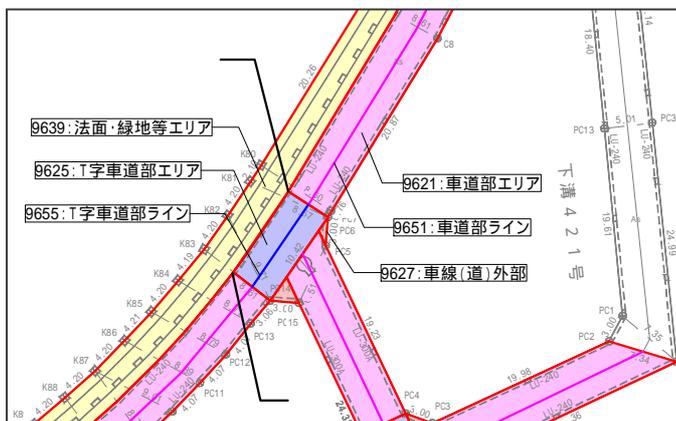
6 法面・緑地等

6.1 法面・緑地等エリア

法面・緑地帯等エリアには、道路敷地(道路区域)にある本来の道路としての機能を有する区間(車道部(分離帯を含む)、歩道部(歩道内植樹帯を含む)、橋梁、トンネル、踏切り等)以外の敷地を対象とし、エリアデータのみを設定する。

- 法面・緑地等エリア (9639)

6.1.1 法面・緑地等エリア図形作成方法



併設される車道部、歩道部エリアの分割位置（道路横断方向）と一致させてエリアを分割する必要はない。

6.1.2 法面・緑地等エリア属性設定方法

連結コード

「3.1.2 車道部エリア属性設定方法」参照

7 歩道部

7.1 歩道部エリア

歩道部エリアには、車道部に併設された歩道部（自転車道及び自転車歩行者道を含む）独立専用歩道及び独立専用自歩道の範囲を対象とし、以下の地物コードに分類して設定する。

□ 歩道部右エリア（9641）

□ 歩道部左エリア（9643）

「右」、「左」は起点から終点に向かい設定する。

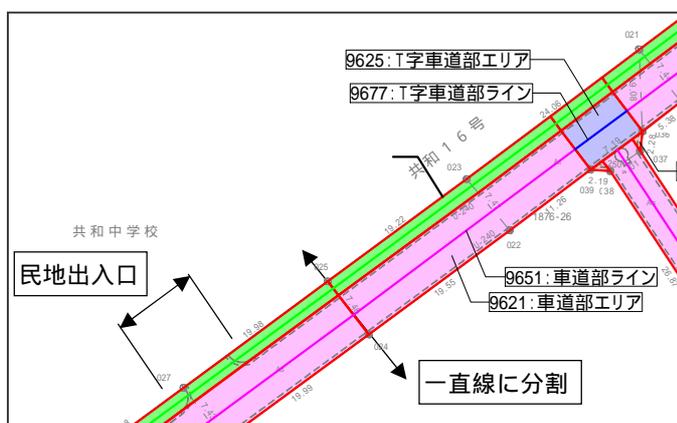
□ 独立専用歩道エリア（9648）

□ 独立専用自歩道エリア（9649）

独立専用歩道エリア及び独立専用自歩道エリアについては、「独立専用自歩道等データ」で指定される路線を対象として設定する。

7.1.1 歩道部エリア図形作成方法

道路台帳平面図 DM データの道路区域線、真幅道路線、歩道線、ガードレール等を基に、以下の作成方法に従い作図する。なお、独立専用歩道エリア及び独立専用自歩道エリアについては、「3.1.1 車道部エリア図形作成方法」に準ずる。



エリアの分割位置（道路横断方向）は、車道部エリアと一致（一直線）させる。ただし、交差点部等で歩道部が複雑に設置された箇所を除く。

歩道部界と道路敷地界（道路区域）が同一となる路線については、道路台帳平面図 DM データの道路区域線と歩道部エリア界（民地側）を一致させて作図する。

交差点部において、上位路線、下位路線ともに歩道部がある場合、すみ切り、巻き込み部等は下位路線に含めて作図する。なお、当該エリアが認定路線網図により上位路線に含まれるものとなる場合は、市の指示に従い作図する。

交差点部において、片方の路線のみに歩道部がある場合、すみ切り・巻き込み部等は歩道部を有する路線に含めて作図する。

すみ切り・巻き込み部等でエリアを分割する必要はない。ただし、歩道部の平均幅員に大きな影響を及ぼす場合は、市の指示に従い作図する。

私道、民地等の出入口に巻き込みが設置されている場合は、歩道部が連続して設置されているものとして作図する。

7.1.2 歩道部エリア属性設定方法

連結コード

「3.1.2 車道部エリア属性設定方法」参照

併設する車道部と同一コードを付与する。

歩道部幅員

図形により歩道部幅員を管理することが不相当と認められた場合に、歩道部幅員を設定する。

7.2 歩道部ライン

7.2.1 歩道部ライン図形作成方法

作図した歩道部エリアに、以下の作成方法に従い作図する。なお、独立専用歩道ライン及び独立専用歩道ラインについては、「3.2.1 車道部エリア図形作成方法」に準ずる。

歩道部エリアごとに分割して作図する。

ライン端は、歩道部エリア端部と一致させる。

すみ切り部、巻き込み部は、その形状に合わせて作図する。

7.2.2 歩道部ライン属性設定方法

連結コード

「3.2.1 車道部ライン図形作成方法」参照

歩道部エリアと同一コードを付与する。

7.3 植樹帯ライン

歩道部内にある植樹帯を対象とし、以下の地物コードに分類して設定する。

- 列状植樹施設（歩道）ライン（9688）

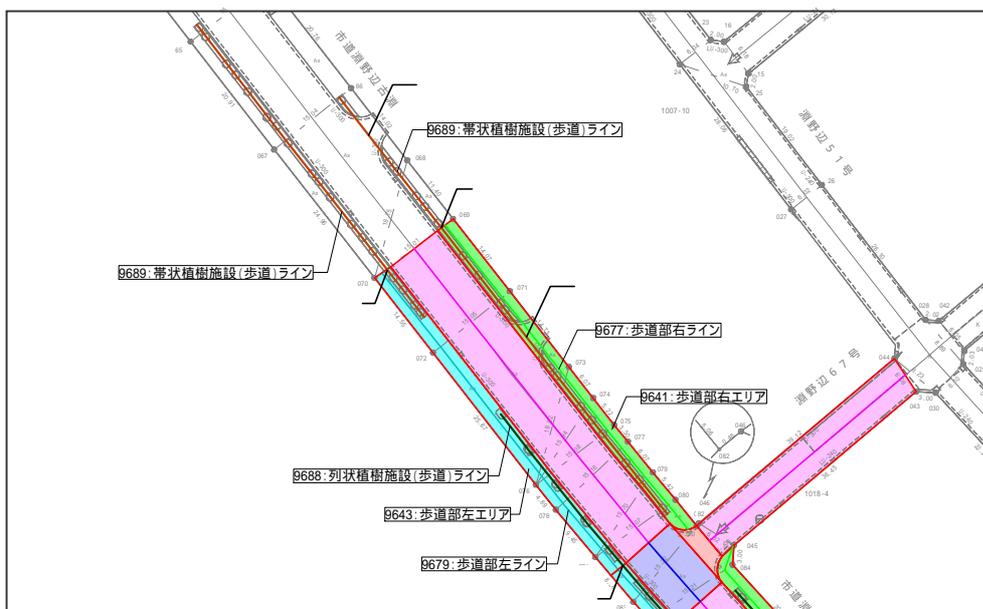
歩道内に植樹柵（街路樹 1 本ごとに独立）が連続して設置されている場合

- 帯状植樹施設（歩道）ライン（9689）

歩道内に植樹が帯状に設置されている場合

7.3.1 植樹帯ライン図形作成方法

道路台帳平面図 DM データに記載されている植樹帯を基に、以下の作成方法に従い作図する。



歩道エリアの分割位置（道路横断方向）と一致させてラインを分割する必要はない。

私有、民地等の出入口等で植樹帯が分断されている場合は、植樹帯が連続して設置されているものとして作図する。

7.3.2 植樹帯ライン属性設定方法

連結コード

「3.2.1 車道部ライン図形作成方法」参照

8 その他

8.1 調書データ管理外エリア

駅前広場、立体交差等、一意的に道路区域を車道部エリア、歩道部エリア等に分割することが著しく困難であり、調書データにより管理することが不適当と判断される区域については、調書データ対象外エリアを市と協議した上で設定する。

- 調書データ管理外エリア（9650）

9 連結コード付与規則

連結コードは、以下の規定により付与する。

- 路線コード 認定路線網図データ（文字型 5 byte） 例「KS001」
- 枝線番号 起点から終点に向けて路線単位に 5 の倍数で付与（文字型 2 byte）
例「05」_{JK}、「10」_{JK}、「15」_{JK}...
本線の場合は「00」を付与
起点側が整備済みまたは他委託において整備中の場合は、別途指示する。
- エリア番号・ライン番号 路線単位に付与（整数型 3byte）
 - ・本線 起点から終点に向けて付与 例「001」_{JK}、「002」_{JK}、「003」_{JK}...
 - ・枝線 本線側のエリア・ラインから付与 例「001」_{JK}、「002」_{JK}、「003」_{JK}...
起点側が整備済みまたは他委託において整備中の場合は、別途指示する。
- 予備番号 初期整備では「00」を付与（整数型 2 byte）

10 成果品作成

10.1 データ点検・修正

作成した調書平面図データと道路台帳平面図 DM データを比較し、すべての道路敷地（道路区域）範囲にエリアデータを作成したかを確認するとともに、以下の項目について点検を行う。

- エリアデータ、ラインデータに誤った地物コードを設定していないか
- 重複してエリアデータ、ラインデータを作成していないか
- エリアデータ、ラインデータの作成及び地物コードの設定は、過年度データと整合しているか
- 隣接するエリアデータが完全に一致して作図されているか
- 互いに連結するエリアデータとラインデータの種別が一致しているか
- 属性データ（連結コード）の付与は適切か
- 市から提供したデータ等を適切に反映しているか
- その他、市の指示に適切に対応しているか

10.2 データ変換

作成した調書平面図データを、「公共 DM フォーマット（拡張 DM）」（公共測量作業規程に定めるデジタルマッピングデータファイル仕様に基づくフォーマット）に変換する。（以下「調書平面図 DM データ」という。）

変換は、道路台帳平面図 DM データの図郭単位に行い、ファイル名は、「図郭認識番号.DM」（世界測地系平面直角座標系第 9 系・レベル 500）とする。

10.3 成果品作成

調書平面図 DM データを CD-R に記録し、成果品とする。

以 上